

SNS・インターネット上の違法行為

～インターネットトラブル事例集より～



最近、アニメの**海賊版DVD**（著者・出版社の許可を受けずに複製したもの）を販売した男が著作権法違反で逮捕された等の報道がなされていましたが、**さまざまな著作物をネット上に無許可でアップロードすることは、海賊版DVDを販売するのと同様、著作権法違反に問われてしまう可能性があることを覚えておきましょう。**

マンガを撮影し動画サイトにアップロード



Kくんは、愛読している人気の連載マンガを撮影して**動画サイトに投稿**。それをSNSでつぶやくと、多くの人が視聴し、感謝のコメントももらいました。

著作権法違反で自宅に警察が…



動画サイトの運営側から警告をうけましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、Kくんは**著作権法違反容疑で逮捕**されました。

★解説

○著作物には多くの権利者が存在する

制作会社、出演者、原作者、脚本家、アーティスト、作曲家、作詞家ほか、著作物には多くの権利者が存在。自分で買ったものでも、許可なくネット上に投稿すれば、**権利侵害**となります。

○身の回りには著作権や肖像権のあるものでいっぱい

自分のSNSに有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載することも**肖像権等の侵害**にあたりうるので注意しましょう

○違法な配信サイト（海賊版）は利用しない



□ネット上で見かけるこのマークは、**安全な正規版サイト**であることの証です。海賊版の利用は、悪質な業者だけを儲けさせてしまいます。

<参考> ・総務省「インターネットトラブル事例集（2020年版）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000681954.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通）

メール：kenan@pref.fukui.lg.jp

子どもの安全安心に関する情報を
ツイッターで発信しています →

